

会長候補者推薦委員会設置要綱

〔平成18年4月11日
日本学術会議第12回幹事会決定〕

改正 平成18年6月9日日本学術会議第17回幹事会決定

(設置)

第1 会長候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第25条に基づく委員会として幹事会に附置する。

(組織)

第2 委員会は、6名以上8名以下の会員をもって組織する。

2 委員会の委員が日本学術会議細則第2条第3項第1号に規定する会長候補者となる場合又は同項第2号の規定により推薦された場合は、速やかにその職を辞するものとする。ただし、当該委員が同項第1号に規定する会長候補者の推薦リストへの登載に同意しないことを明らかにした場合はこの限りではない。

(任務)

第3 日本学術会議細則第2条に規定される会長の互選に関する事項を審議する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成18年10月11日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年6月9日日本学術会議第17回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。